



被保険者用

- 被保険者資格を喪失した場合のPep Upの利用について
2～3ページ
- 被保険者から被扶養者に異動した場合の注意事項
4～5ページ
- 資格喪失された方が再取得（再就職）された場合の
Pep Upの取り扱いについて
6ページ

■ 被保険者資格を喪失した場合のPep Upの利用について

被保険者資格を喪失した場合	P e p U pの利用について	参照 ページ
退職後、当健保組合の資格を完全に喪失 （他の事業所にも勤務せず、任意継続被保険者にも ならない場合）	資格喪失日から90日間はそのまま利用できますが、 91日後から当健保のコンテンツは利用できません。	P 3
退職後、当健保組合に加入する被保険者の被 扶養者になる	これまで使用していたアカウントは、資格喪失日から90日間は そのまま利用できますが、91日後から当健保のコンテンツは利 用できません。 被扶養者として新しくIDが発行されますので再登録をお願いします。 ただし、情報の引継ぎができませんので被保険者の時に持ってい たPep ポイントは90日以内に使用しないと失効してしまいます。 ご注意ください。	P 4～5
退職後、当健保組合の任意継続被保険者にな る	そのままご利用いただけます。	
定年退職後に再雇用する（同時得喪）	そのままご利用いただけます。	
当健保組合内の他の事業所へ異動する （信用金庫→関連会社、関連会社→信用金庫など への異動の場合）	そのままご利用いただけます。	

脱退されても、以下については、継続して利用することができます。

- ① **P e p U p**主催の「ふれんどウォーク」やキャンペーンへの参加・ポイント取得
 - ② 「アクティビティ（ゴルフやヨガの予約など）」の利用・ポイント取得
 - ③ 健康記事の閲覧・ポイント取得
 - ④ 保有されている上記①②③で付与されたポイントの利用
 - ⑤ 「日々の記録」の利用
- * 上記①②③以外で過去に付与されたポイントは、資格失効日から91日後に失効します。
 - * ポイント取得対象サービスは予告なく変更されることがあります。

以下については、利用できなくなります!!

- ① 当健保組合からの通知
 - ② **当健保組合主催**のイベント（しんきんけんぽウォーキングチャレンジ・やることチャレンジ）の参加
 - ③ 「わたしの健康状態」の更新、健診結果改善チャレンジ
 - ④ ジェネリック通知・医療費通知の閲覧
 - ④ 当健保組合在籍時に付与されたポイントの利用
- * 資格喪失日から90日間は失効前と同様に利用できます。
 - * 過去に付与されたポイントは、資格喪失日から91日後に失効します。

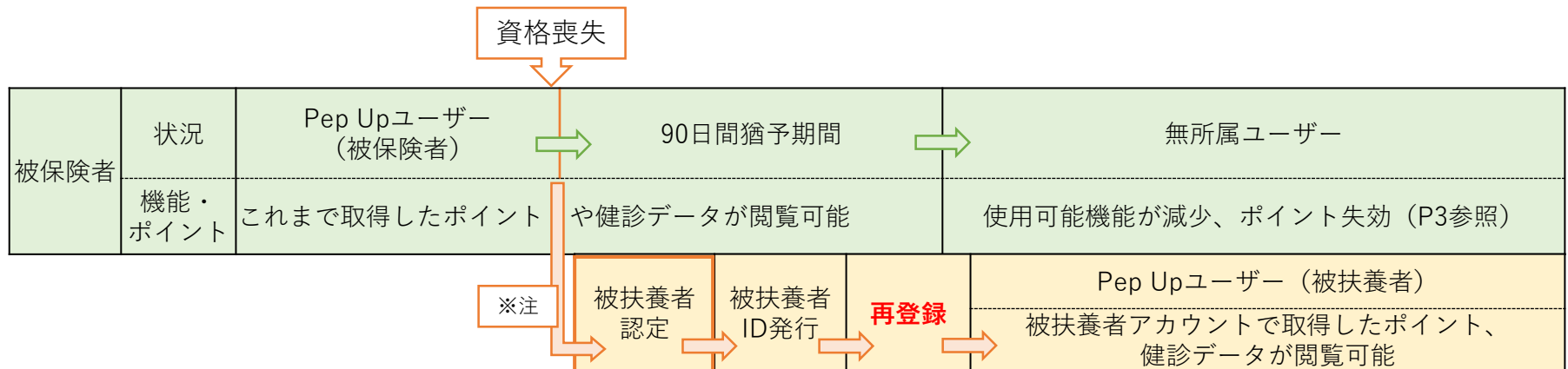
ポイント利用希望者は、90日以内に利用（交換）してください。

被保険者から被扶養者に異動した場合の注意事項①

被保険者が事業所を退職後、当健保組合の被扶養者になる場合、これまで使用していたアカウントは、資格喪失日から90日間はそのまま利用できますが、91日後から当健保のコンテンツは利用できません。

被扶養者として新しくIDが発行されますので**再登録**をお願いします。

再登録を行うにあたり、**下記注意事項**を必ずご確認ください。被扶養者から被保険者となる場合も同様の取扱いとなります。



※注 ただし、被扶養者認定の時期とID発行の処理のタイミングにより無所属ユーザーとなる期間が発生することがあります。(P5例参照)

再登録を行う際の注意事項

- 再登録を行っても、健診結果等の情報は引き継がれませんのでご承知おきください。
- 被保険者のアカウントで貯めていたポイントは90日経過後に失効します。失効前に商品と交換するようにして下さい。
- 再登録する際、同一メールアドレスは使用できません。別のアドレスをご用意ください。

被保険者から被扶養者に異動した場合の注意事項②

被扶養者としてのID通知物は、発行される時期（4月、9月の年に2回）までお待ちください。被扶養者認定とID発行処理のタイミングにより、無所属ユーザーとなる場合があります。その場合、一定期間は当健保組合のコンテンツが使用できなくなりますのでご了承ください。

被扶養者として新しくIDが発行され、再登録をしますと当健保組合のコンテンツ全て使用できるようになります。

例	時期	動き	状態	コンテンツ
	～3月末	被保険者	被保険者Pep Upユーザー	全て使用可
	4月1日～	喪失し被扶養者となる	90日猶予期間	全て使用可
	～6月末			
	7月～		無所属ユーザー	制限有り (当健保組合のコンテンツ使用不可) P3参照
	8月末	被扶養者としてのIDを発行		
	9月以降	再登録	被扶養者Pep Upユーザー	全て使用可

再登録を行う際の注意事項

- 再登録を行っても、健診結果等の情報は引き継がれませんのでご承知おきください。
- 被保険者のアカウントで貯めていたポイントは90日経過後に失効します。失効前に商品と交換するようにして下さい。
- 再登録する際、同一メールアドレスは使用できません。別のアドレスをご用意ください。

■ 資格喪失された方が再取得（再就職）された場合のPep Upの取り扱いについて

喪失事業所や再就職先事業所は、同一のものに限らず、**当健保組合の全ての事業所が対象となります。**

（A信金→A信金、A信金→B信金、A信金→C関連会社、任継→A信金など）

退職後、任意継続被保険者となった場合は、任意継続被保険者の資格喪失日が起算日となります。

